品川区高齢者住宅あっ旋事業

住宅にお困りのひとりぐらし高齢者に対し、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会品川区支部の協力により住宅をあっ旋し、礼金等の転居時の一時経費を助成します。 連帯保証人がいない場合には、区が保証会社を紹介し保証料を助成します。

【対象となる方】

①から⑥まで全部の要件に該当の方

- ①65歳以上のひとり暮らしの方、または全員が65歳以上の世帯
- ②立ち退き要求を受けているか、保安上危険また は保健衛生上劣悪な住宅に居住していることで、 住宅に困窮していること
- ③品川区内に引き続き2年以上居住していること
- ④健康で独立して日常生活を営むことができ自炊できること
- ⑤区内の民間賃貸住宅へ転居を希望していること
- ⑥生計中心者の前年所得が基準額以内 (単身者の場合2,572千円)
- ※家賃等債務保証を利用する方は、以下の要件に該当すること ⑦連帯保証人が立てられないこと
 - ⑧緊急連絡先があること

【助成する内容】

次の支払いがあった場合に助成します。(ただし、立退き料等がある場合はその額を控除します。)

礼金等助成

賃貸料の2か月分に相当する額以内 仲介手数料助成

賃貸料の1か月分に相当する額以内 (ただし、礼金等・仲介手数料の助成対象の賃貸料 は、ひとりぐらし世帯は月額35,000円、全員が65 歳以上の世帯は55,000円を限度とする。)

初回保証委託料助成

成

金

交

付

決

定

初回保証委託料の実費額(50,000円を限度)

※賃貸料(家賃)に対する助成ではありません。 ※生活保護受給中の方は生活福祉課の手続き になります。

賃貸人に品川区が補償

このあっ旋を受けて転居した方で、ご本人が死亡または行方不明のため賃貸料が滞った場合、助成月額の2か月の範囲内で賃貸人に区が補償します。 (ただし、家賃等債務保証制度を利用する場合は、この限りではありません。)

申請手続き

 \Box

助

成

金

交

付

申

●請

あっ旋申請 (提出書類) (中請書 ②現在居住の賃貸 契約書の写し ③住宅情報提供依

③住宅情報提供依 ¶ <u>頼書</u>(宅建品川支部 あて・希望者のみ) の債務保証委託由

④債務保証委託申 請書(希望者のみ) 希望の物件情報 ▼が発生したら、随 時お送りします。

0

 \bigcirc

契

約

転

居

ーー 申請者にあっ旋決定 (または却下)の通知 を郵送します。 (提出書類)

- ①助成金交付申請書
- ②新たに契約した賃貸 契約書の写し
- ③契約時に支払った礼 金等の計算書および領 収書の写し
- ④債務保証委託契約 書および領収書の写し

助成金請求

(提出書類)

- ①助成金交付請求書
- ②支払金口座振替依頼書

申請者に助成金交付決 定(または却下)の通知を 郵送します。

お問い合わせ

品川区 高齢者地域支援課 高齢者住宅担当 電話 03-5742-6735 FAX03-5742-6882